阿波市地域公共交通活性化協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、阿波市地域公共交通活性化協議会規約第１２条第４項の規定に基づき阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　協議会の会議に関すること。

（２）　協議会の資料作成に関すること。

（３）　協議会の庶務に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局の事務局長及び事務局員は，次に掲げる者をもって充てる。

（１）　事務局長 阿波市企画総務部企画総務課長

（２）　事務局員 阿波市企画総務部企画総務課の職員

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

（１）　事務局の運営に関すること。

（２）　物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

（３）　物品及び現金の出納に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、阿波市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第６条　協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

２　協議会の公印の保管、取扱い等に関し必要な事項については、阿波市において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
阿波市地域公共交通活性化協議会会長の印	阿波市地域公共交通活性化協議会会長の印	古印体	21×21（ミリメートル）	会長名をもって発する文書	1	事務局長